

# 令和2年度 第1回松本市文化芸術振興審議会 次第

日 時 令和2年8月4日(火)  
15時30分～17時15分  
場 所 東庁舎4階 第二委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 松本市文化芸術推進基本計画の策定について

(2) その他

4 閉 会

## 松本市文化芸術推進基本計画の策定について

## 1 趣 旨

平成28年度に改訂した松本市文化芸術基本方針の対象期間が令和2年度で満了となるため、文化芸術基本法（平成29年6月施行）に基づく「文化芸術推進基本計画」として新たに策定するものです。

## 2 経 過

- H15. 9 「松本市文化芸術振興条例」を制定
- 18. 1 「松本市文化芸術振興基本方針」策定
- 27. 5 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」が閣議決定
- 28. 11 「松本市文化芸術振興基本方針」を改定
- 29. 6 「文化芸術振興基本法」が改正、「文化芸術基本法」として公布・施行
- 30. 3 「文化芸術推進基本計画」を閣議決定
- R 2. 3 「松本市文化芸術振興条例」一部改正、4月「松本市文化芸術基本条例」施行

## 3 策定のポイント

- (1) 文化芸術基本法の施行により、地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画として策定します。
- (2) 「松本市文化芸術振興条例」及び「次期総合計画（基本構想2030及び第11次基本計画）」を具体化させる文化芸術分野の個別方針として策定します。
- (3) 現在の基本方針は、国の第4次文化芸術振興に関する基本方針に基づいて策定しているため、大幅な修正は想定していませんが、法改正により拡充されたものについて反映した計画とします。
- (4) 取組期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、必要に応じて見直しをします。

## 4 法改正の主な内容

文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの

- (1) 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- (2) 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成
- (3) 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- (4) 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
- (5) 政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定
- (6) 文化芸術に関する「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援等、基本的施策を拡充すること

5 中間評価における主な課題

- (1) 文化芸術全般に係る市民意向調査の実施や情報発信、相談窓口の整備が遅れている。
- (2) 市内の文化施設や文化芸術団体の繋がりが希薄である。
- (3) 利用率の低い施設の在り方の検討、施設サービス情報の周知方法に課題がある。
- (4) アーティストバンクの活用、プロデュース力のある文化芸術専門職の育成ができていない。
- (5) 他の分野と連携することによる相乗効果の検証が必要である。

6 骨子案 別紙1のとおり

7 構成案 別紙2のとおり

8 今後の予定 別紙スケジュールのとおり

内 容	基本的な考え方
計画期間	令和3年度～令和12年度の10年間 ※必要に応じて見直しをします。
目 的	心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ること
目指す姿	(仮)文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる松本 (第11次基本計画を反映)
目 標	(1) 市民の誰もが平等かつ自由に文化芸術に親しむことができる (2) 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する (3) さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる
計画構成	松本市文化芸術基本条例第7条に掲げる4つの分野を軸に構成

松本市文化芸術推進基本計画の対象とする文化の範囲（案）  
文化芸術基本法（平成29年法律第73号）の対象とする文化芸術の範囲とします。  
【文化芸術基本法が対象とする文化芸術の範囲】  
① 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）  
② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）  
③ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等）  
④ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）  
⑤ 生活文化等（茶道、華道、書道、食文化、国民娯楽、出版物等）  
⑥ 文化財等（有形及び無形の文化財等）  
⑦ 地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能等）  
※今回新たに組踊、食文化が追加となりました。

分野方針	基本的施策	施策の展開例
I 文化芸術振興施策の総合的な推進	(1) 総合的な政策・方針の立案	市民意識調査の実施
	(2) 協働・創造発信型事業の推進	OMF、信州・まつもと大歌舞伎、クラフトフェア等市民協働事業の展開
	(3) 情報発信・各種制度等の窓口機能	新まつもと物語等を活用した効果的な情報発信 窓口機能を持った新たな文化芸術推進組織の立ち上げ
	(4) 関係機関等のネットワーク化、連携	アーティストバンク登録者会議の開催等アーティスト間の交流促進 創造都市ネットワークへの参加等他都市との連携
II 文化芸術活動の環境の整備・充実	(1) 活動環境の整備（拠点、機能充実・整備）	誰もが使いやすい施設整備 分かりやすい施設情報の発信 ニーズに合った運営方法について検討
	(2) 活動機会の提供・充実（発表、鑑賞機会）	オープンスペース等を利用した新たな発表の場の創出 アウトリーチ事業の強化
	(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援	活動の入門編となるような事業及び講座の実施 文化芸術活動支援制度の再検討（補助金、専門職員のアドバイス）
III 文化芸術を担う人材の養成・確保	(1) 文化芸術に関心を高めるための子どもたちへの取り組み	OMF子どものための音楽会等子ども向け事業の推進 楽器に触れる等子供向け事業の実施
	(2) 芸術家等への支援、指導者育成	アーティストバンクのあり方検討、補助制度の見直し及び人材育成事業の推進
	(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上	総合的な推進組織設置による専門職員の育成
	(4) 文化ボランティアの育成	文化ボランティアの養成講座等の開催
	(5) 顕彰	文化芸術表彰等の充実
IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要事項	(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興	信州・まつもと大歌舞伎関連事業等の充実
	(2) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	ヘルスラボとの共同事業の研究
	(3) 暮らしの文化の振興	公民館等の各種講座による振興
	(4) 観光・産業等との連携・振興	伝統工芸とアーティストとの連携
	(5) 文化芸術による交流促進	新たな文化交流プログラムの企画
	(6) 文化財の保存・活用	松本文化遺産の有効活用

## 松本市文化芸術振興基本方針の構成

## 第1章 松本市を特徴付ける文化

## 第2章 基本方針改定の基本的な考え方と現状認識

- 1 市の施策体系の中での基本方針の位置付け
- 2 文化芸術の定義と基本方針の対象
- 3 文化芸術振興の意義と本市における文化芸術の捉え方
- 4 本市を取り巻く環境と文化芸術の現状認識

## 第3章 基本方針及び分野方針

- 1 基本方針
- 2 分野方針
- 3 基本的数値目標

## 第4章 基本的施策

## I 文化芸術振興施策の総合的な推進に関する方針

- (1) 総合的な政策・方針の立案
- (2) 協働・創造発信型事業、総合的な文化芸術振興施策の推進
- (3) 文化財の保存活用
- (4) 情報発信・各種制度等の窓口機能
- (5) 関係機関等のネットワーク化、連携
- (6) 評価基準の設定と評価、進行管理等

## II 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する方針

- (1) 活動環境の整備（拠点、機能充実・整備）
- (2) 活動機会の提供・充実（発表、鑑賞機会）
- (3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援

## III 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する方針

- (1) 文化芸術に関心を高めるための子どもたちへの取組み
- (2) 若手芸術家等への支援、指導者育成
- (3) 文化芸術専門職の育成・資質向上
- (4) 文化ボランティアの育成
- (5) 顕彰

## IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項の方針

- (1) 観光・産業等の連携・振興
- (2) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興
- (3) 文化芸術による交流促進
- (4) 「くらしの文化」の振興
- (5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用

## 松本市文化芸術推進基本計画の構成案

## 第1章 松本市を特徴付ける文化

## 第2章 基本計画策定の趣旨

- 1 基本計画策定の背景及び経緯
- 2 基本計画の位置付けと計画期間
- 3 文化芸術の定義と基本計画の対象
- 4 松本市の文化芸術を取巻く状況

## 第3章 基本計画の内容

- 1 計画の目標
- 2 計画の構成と施策

## 第4章 施策の推進

## I 文化芸術振興施策の総合的な推進

- (1) 総合的な政策・方針の立案
- (2) 協働・創造発信型事業の推進
- (3) 情報発信・各種制度等の窓口機能
- (4) 関係機関等のネットワーク化、連携

## II 文化芸術活動の環境の整備・充実

- (1) 活動環境の整備（拠点、機能充実・整備）
- (2) 活動機会の提供・充実（発表、鑑賞機会）
- (3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援

## III 文化芸術を担う人材の養成・確保

- (1) 文化芸術に関心を高めるための子どもたちへの取組み
- (2) 芸術家等への支援、指導者育成
- (3) 文化芸術専門職の育成・資質向上
- (4) 文化ボランティアの育成
- (5) 顕彰

## IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項

- (1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興
- (2) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用
- (3) くらしの文化の振興
- (4) 観光・産業等との連携・振興
- (5) 文化芸術による交流促進
- (6) 文化財の保存・活用

## 第5章 計画の推進体制と評価検証

見直しスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
文化芸術振興審議会		① 8/4 15:30～ 進め方 現状と課題 骨子案 (協議)		② 施策の内容 について (協議)		③ 施策の内容 について (協議)		④ 素案の決定  ↓				計画案の 報告
庁内連絡会議												
庁内連絡会議幹事会				現状と課題 (報告) 骨子案 (協議)			施策の内容 について (協議)	素案につい て(協議)			素案庁内 最終調整 (協議)	
事務局	骨子案の作成	素案の作成							庁内協議 及び 議会委員協 議会へ報告	パブリック コメント	庁内協議	議会委員 協議会 協議 意見反映 最終決定 策定
総合計画	基本構想	骨子素案とりまとめ	骨子成文～修正		策定							
	基本計画	施策案とりまとめ	素案とりまとめ	素案作成	修正～成文	策定						